

障害児・者の発達保障についての意見書

このことについて、別紙のとおり鳥取県知事に意見書を提出する。

昭和六十二年十二月二十一日

提出者	三朝町議会議員	藤井十成
賛成者	三朝町議会議員	倉本良人
賛成者	三朝町議会議員	石山利男
賛成者	三朝町議会議員	山本仁

昭和六三年拾貳月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

障害児・者の発達保障についての意見書

障害児・者の発達保障には、障害に対する専門的な療育を、出生直後より生涯にわたって必要とするが、鳥取県中部には通園施設がない現状である。

早期発見、早期療育が叫ばれ続けている中で、中部の障害児たちの乳幼児期は本当に不十分のまま終わってしまっている。

従って、次の事項についてすみやかに実施されるよう強く要望する。

- 一、通園施設を中部地区に設置すること。
- 機能訓練、言語訓練ができるようにすること。
- 専門の人を配置すること。
- 集団で保育や教育を受けることができるようにすること。
- 通園の方法を保障すること。
- 二、保育園や学校に通っている子供たちも通園できるようにすること。
- おとなになっても、訓練や、教育を受けることができるようにすること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により、意見書を提出する。

昭和六十二年十二月二十一日

鳥取県三朝町議会